

## 令和3年度第2回上越市介護保険運営協議会 次第

日時：令和3年11月17日（水）

午前10時～11時30分

会場：上越市役所第1庁舎 4階 401会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 部長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 正副会長の選出
- 6 議事
  - (1) 上越市介護保険運営協議会について【資料1】
  - (2) 上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画について【資料2】
    - ・上越市第8期介護保険事業計画に基づく施設整備について
- 7 閉会

# 上越市介護保険運営協議会について

## 1 介護保険運営協議会の設置目的等

### (1) 設置目的

上越市介護保険条例、同施行規則、上越市介護保険運営協議会運営要綱に定める機関で、介護保険の運営に関する重要事項や市長の諮問に応じて調査審議を行うとともに、介護保険に関して市長に意見を述べることができる。(平成 12 年 4 月設置)

### (2) 委員構成

運営協議会は、市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。なお、委嘱委員は、「被保険者」、「事業者」、「学識経験者」、「公募に応じた市民」の区分をもって構成される。

### (3) 委員任期

運営協議会委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## 2 具体的な役割

### (1) 介護保険運営に関する重要事項の調査審議

- ・ 介護保険制度改革にかかる国の動向に関する調査審議
- ・ 介護サービス基盤、地域支援事業、高齢者福祉施策などに関する調査審議

### (2) 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の見直し及び策定に関すること

#### (ア) 法に基づく市町村介護保険事業計画・市町村老人福祉計画の策定

##### 〈介護保険法 第 117 条第 1 項〉

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

##### 〈老人福祉法 第 20 条の 8〉

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### (イ) 介護保険事業計画と老人福祉計画の関係

- ・ 介護保険法では介護保険事業計画と老人福祉計画は、それぞれの計画が調和の保たれたものであることが求められており、計画の範囲としては介護保険事業計画を包含するかたちで老人福祉計画があるため、上越市では 2 つの計画を一体として策定する。

#### (ウ) 市長からの諮問に基づく見直しと次期計画の策定

- ・ 市長から介護保険運営協議会への諮問を受け、今期計画の見直し及び次期事業計画の策定を行う。なお、策定にあたっては、厚生労働省から示される指針に基づき進める。
- ・ あわせて、都道府県で策定する介護保険事業支援計画との整合が必要となる。

〈計画書に記載する主な事項〉

- ・ 高齢者人口、要介護認定者数の推計
- ・ 介護給付等対象サービス(居宅・施設・地域支援事業)ごとの量の推計
- ・ 日常生活圏域
- ・ 地域支援事業の量の推計
- ・ 計画期間の事業所の整備計画数
- ・ 計画期間内の65歳以上(第1号被保険者)の保険料に関する事項
- ・ 高齢者福祉及び高齢者保健福祉事業に関する事項 など

(3) 計画の検証

- ・ 市全域のサービス基盤整備の進捗状況の調査・分析
- ・ 日常生活圏域ごとのサービス充足状況の調査・分析 など

(4) その他介護保険の運営に関し必要なこと

- ・ 一般高齢者福祉施策、高齢者保健福祉に関する審議
- ・ 円滑な運営に資するための関係機関との連携の推進 など

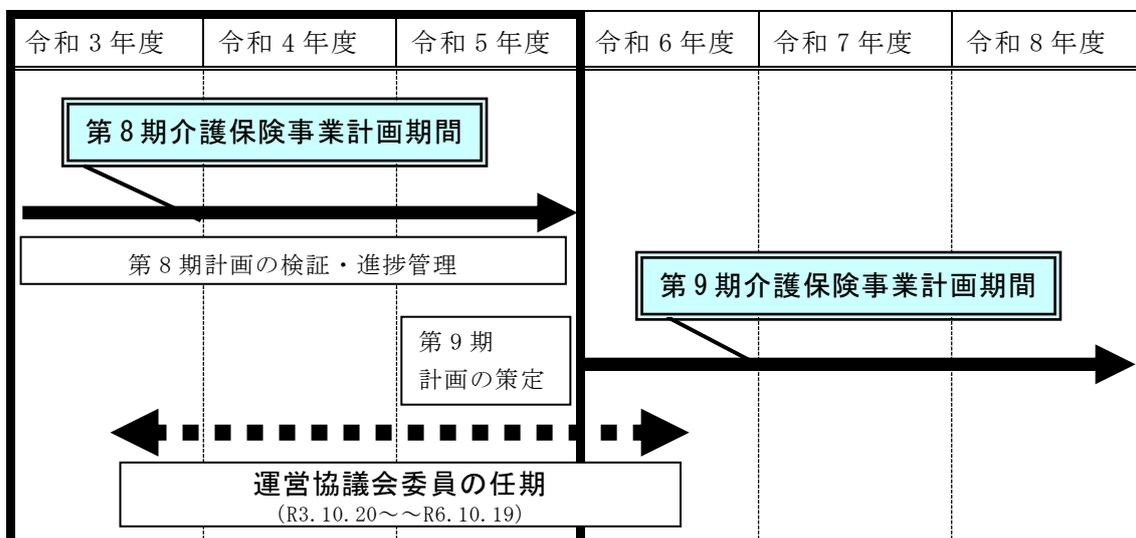
3 介護保険に関する各種協議会等との関係

- ・ 介護保険事業の運営にあたっては、個々の事業や分野における懸案事項等を調査審議するために各種協議会等が設置されているが、上越市介護保険運営協議会は計画策定や保険料設定などの上越市における介護保険事業の運営及び制度運用の全体を体系的、総合的に整理する機関として位置付ける

〈上越市における介護保険関係の協議会等〉

- ・ 上越市地域包括支援センター運営会議
- ・ 上越市見守り支援ネットワーク会議

4 今後のスケジュール



## 目次

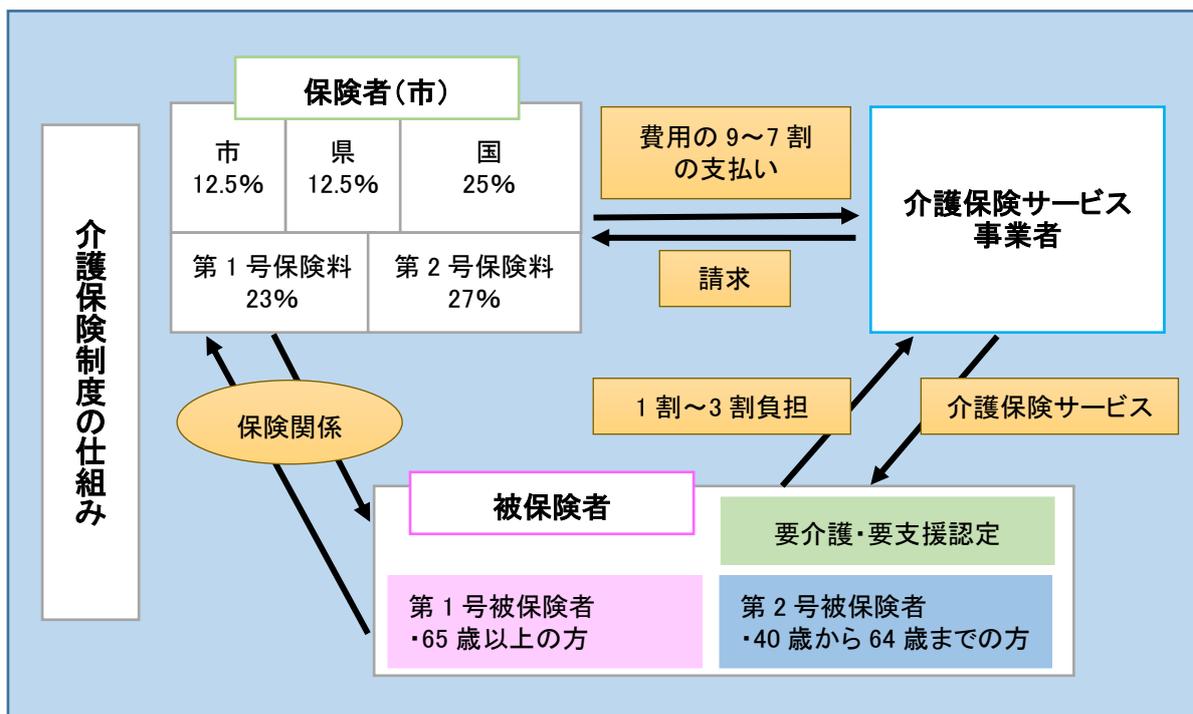
<b>1 介護保険制度の仕組み</b>	<b>1 ページ</b>
<b>2 介護保険事業計画・高齢者福祉計画</b>	<b>2 ページ</b>
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
<b>3 高齢者等の現状と推計</b>	<b>3 ページ</b>
(1) 高齢化の進展と世帯状況	
(2) 要介護認定者数等の現状と推計	
<b>4 上越市における介護保険制度の将来像</b>	<b>5 ページ</b>
<b>5 介護保険事業費の見込みと保険料</b>	<b>7 ページ</b>
(1) 介護保険事業費の推計	
(2) 施設整備計画	
(3) 介護保険事業費の財源構成	
(4) 介護保険料基準額	

# 1 介護保険制度の仕組み

## (1) 介護保険制度とは

- 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度として平成12年に創設されました。40歳以上の方が加入者（被保険者）として介護保険料を納め、介護が必要となった時には、所得に応じた負担割合（介護サービス費用の1割～3割）で介護保険サービス利用できる仕組みです。この制度は各自治体である市町村が介護保険の保険者として運営しています。
- 保険者となる市町村は、介護保険サービスの9割～7割を給付するとともに、第1号被保険者（65歳以上）の保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。財源は公費5割、保険料5割（第1号保険料23%、第2号保険料27%）とされています。
- 第2号被保険者（40歳～64歳）の介護保険料は、加入している医療保険（健康保険・国民健康保険）の算定方法により決められ、医療保険料と一体的に徴収されています。

### 【介護保険制度の仕組み】



## 2 介護保険事業計画・高齢者福祉計画

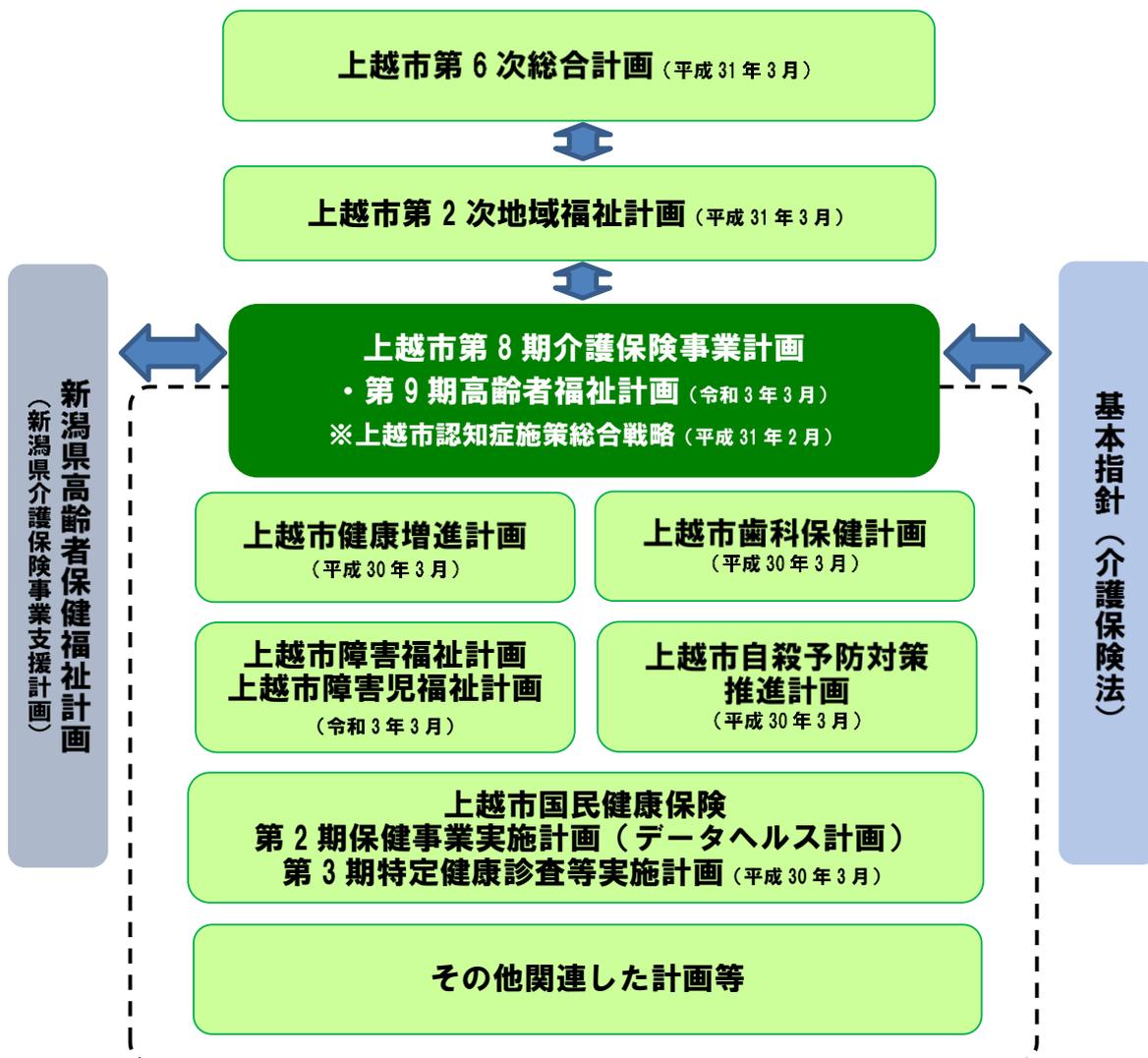
### (1) 計画の位置付け

○介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき介護保険事業が円滑に行われるよう市町村に作成が義務付けられた計画です。また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定により、老人福祉サービスの供給体制の確保に関することを定め、介護保険事業計画と合わせて策定しています。なお、本計画は、当市の最上位計画である「上越市第 6 次総合計画」並びに福祉施策を包含する「第 2 次地域福祉計画」やその他個別計画とも整合を図りながら一体的に推進するものです。

### (2) 計画期間

○令和 3 年度～5 年度の 3 年間

【各計画の関係性（イメージ）】

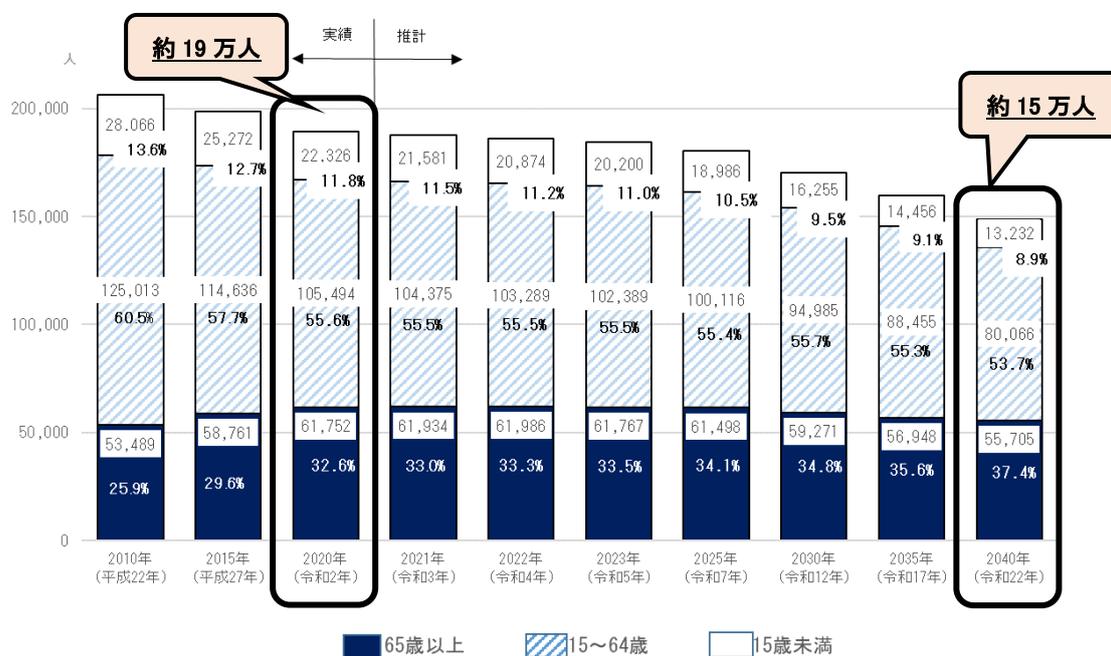


### 3 高齢者等の現状と推計

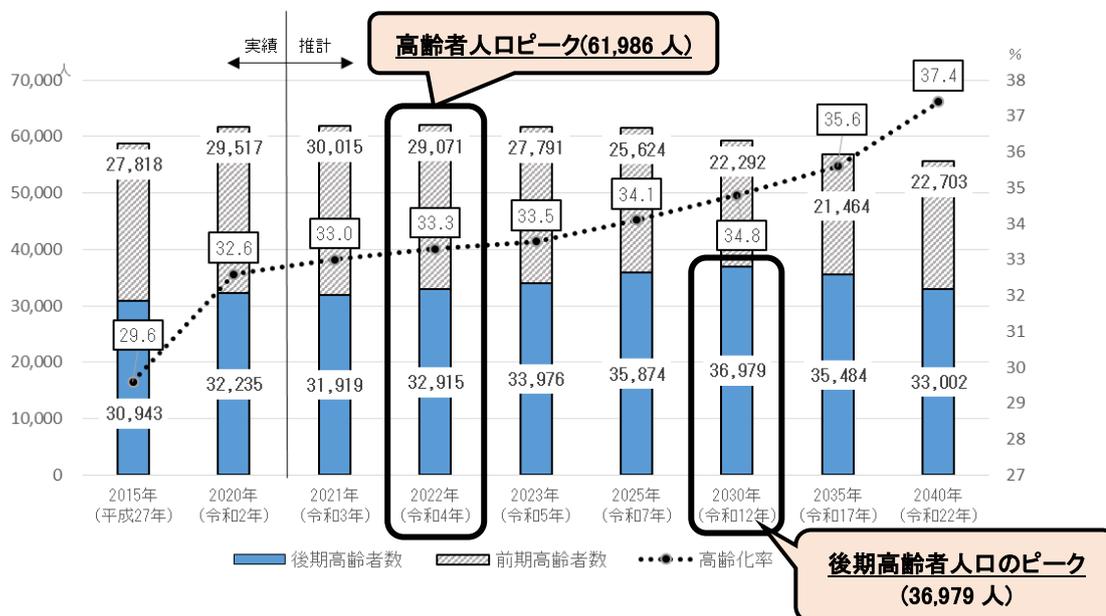
#### (1) 高齢化の進展と世帯状況

- 当市の総人口は、現在の約19万人から令和22年には約15万人に減少すると見込んでおり、年齢階層別では、65歳以上の高齢者人口は61,752人から55,705人に減少する一方、構成割合では32.6%から37.4%と増加を見込んでいます。【図表1】
- 当市の65歳以上の高齢者人口は令和4年にピークを迎えるとともに、75歳以上の後期高齢者人口は令和12年にピークを迎え、その後は減少を見込んでいます。【図表2】
- 高齢化が急速に進展する中、令和7年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達し、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者など、支援を必要とする人の増加を見込んでいます。

図表1 人口構成の推移と推計



図表2 前期・後期高齢者数の推移と推計



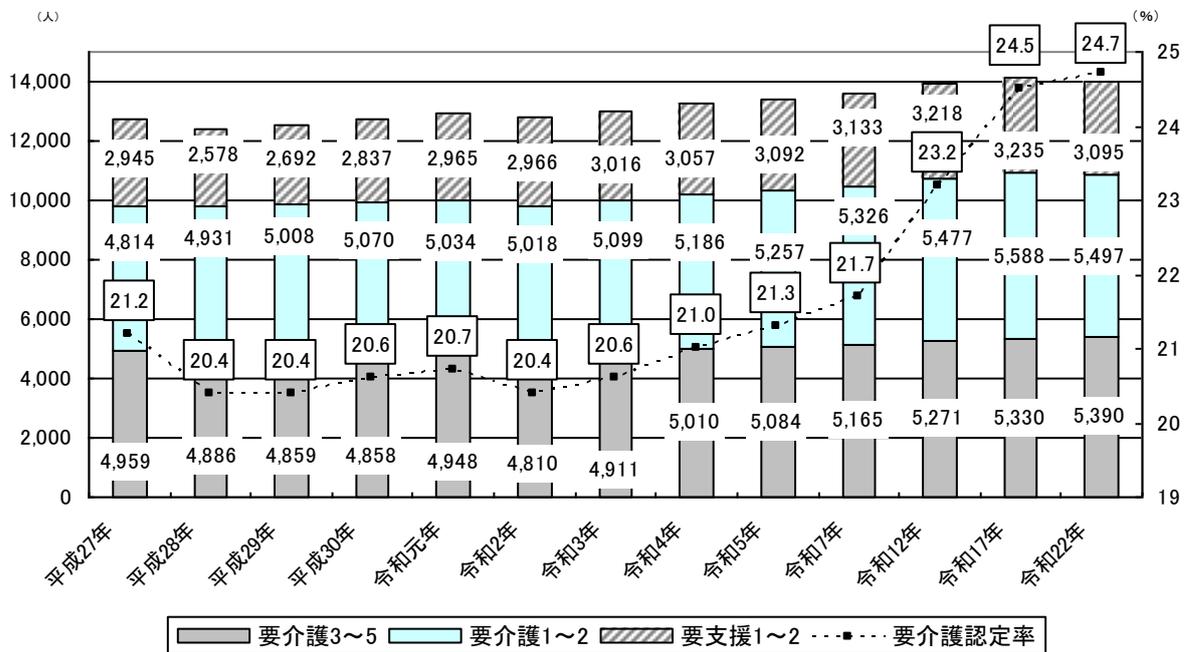
## (2) 要介護認定者数等の現状と推計

○当市の認定者数は、令和2年10月1日現在で12,794人となっています。今後も、後期高齢者人口の増加とともに認定者数も増加し、令和16年～17年にかけてピークを迎えるものと見込んでいます。【図表3】

○当市の認定率は、令和2年まで20%台を維持していますが、団塊の世代が後期高齢者となり、その後、その世代が後期高齢者の中でも要介護認定となる割合が高い80歳代を超えていくため、認定者数のピーク後も上昇するものと見込んでいます。【図表3】

○当市の認定率は、全国平均、新潟県平均に比べ高い傾向にあります。この要因の一つには、総人口に占める後期高齢者人口の割合が全国と比べて高いことがあります。【図表4】

図表3 要介護認定者数（要介護度別）の推移と推計



図表4 要介護認定率の国・県との比較

(単位：%)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
要介護認定率	全国	18.0	18.0	18.3	18.5
	新潟県	18.6	18.6	18.7	18.8
	<b>上越市</b>	<b>20.3</b>	<b>20.3</b>	<b>20.5</b>	<b>20.6</b>
要介護認定率 (調整済)	全国	18.0	18.0	18.3	18.5
	新潟県	16.7	16.8	17.1	17.3
	<b>上越市</b>	<b>17.9</b>	<b>18.1</b>	<b>18.5</b>	<b>18.8</b>

## 4 上越市における介護保険制度の将来像

○当市では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えた地域包括ケアシステムの定着に向け取組を行います。これらの取組による、2025年・2040年における当市の将来像の目標は、次のような姿（状態）としています。

### 2025年（令和7年）・2040年（令和22年）の当市のあるべき姿

①高齢者が住み慣れた地域でサービスや支援を受けるなど、地域支え合いの体制が構築されている状態

②一人一人が介護予防の重要性を認識し、生活習慣病等の重症化予防を始め、介護予防に取り組んでいる状態

③家族や地域の人々が認知症を正しく理解し、全ての認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活を営んでいる状態

④重度な介護状態になっても24時間365日安心して快適な生活を送ることができるよう医療、介護、住まいなどの環境が充実している状態

# 上越市版地域包括ケアシステム（イメージ）

## 相談・生活支援

- 複雑・多様化する相談にワンストップで対応する機関が地域にある。
- 相談から支援への橋渡しが着実に進むよう、システム化されている。
- 個人の状況に応じて適切に対応できる各種福祉サービスが整っている。

### 【高齢者分野における取組み】

- ・高齢者の健康や介護、認知症などの総合相談窓口（地域包括支援センター）の設置
- ・地域ケア会議の開催
- ・認知症初期集中支援チームの設置
- ・要援護世帯除雪費助成事業
- ・ふれあいランチサービス事業 など

## 健康増進

- 自分で健康を維持・増進していくために、健診を受け、健診結果に合わせた良好な生活習慣が実践されている。
- 健診結果を活用した保健指導や生活習慣病の重症化リスクのある人に対し、継続的な訪問等の支援が行われている。

### 【高齢者分野における取組み】

- ・保健師等による保健指導（訪問や面談）
- ・地域支え合い事業（介護予防教室における運動指導、脳トレーニング、口腔ケア）
- ・健康教育 など

子どもや障害のある人、高齢者など誰もが  
住み慣れた地域ですこやかに暮らすために、  
地域に思いを持ちながら、自分のできる  
ことから始めてみましょう

## 生きがい・居場所

- 子どもや障害のある人、高齢者など誰もが地域で気軽に集える場所があり、気軽に交流できる環境が整っている。
- 地域で支援が必要な人の状況を理解し、見守る体制が構築されている。
- 地域において、隣近所の住民同士が困った時にSOSを出し合い、相互に支援し合う関係が構築されている。

### 【高齢者分野における取組み】

- ・地域支え合い事業（すこやかサロン、認知症カフェ、介護者家族の集い）
- ・老人趣味の家趣味講座の開催、シルバー人材センターや老人クラブ活動費等の助成
- ・高齢者見守り支援ネットワーク事業
- ・認知症サポーター養成講座 など

## 医療・介護

- 市内の病院や診療所等との地域医療連携体制が充実し、市民ニーズに応じた質の高い医療が提供されている。
- 個人の状況に応じて適切な介護保険サービスが提供されている。また、サービス提供事業所において、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方が提供されている。

### 【高齢者分野における取組み】

- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・介護予防・重度化防止のためのケアプランの作成
- ・介護保険施設の整備 など

## 住まい

- 自らのライフスタイルや生活状況に合わせて希望する施設や住まいで生活している。

### 【高齢者分野における取組み】

- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウスの管理・運営
- ・住宅改修等適正化事業 など

## 5 介護保険事業費の見込みと保険料

### (1) 介護保険事業費の推計

○介護保険事業費は、①標準給付費、②地域支援事業費、③市町村特別給付費で構成されています。

○介護保険事業費は、国から示された「自然体推計の計算過程の確認シート」を参考にワークシートを作成し、令和2年度における直近のサービス量の実績、第8期計画期間中における各年度の要介護度別認定者の推計値、施設整備計画による影響などを踏まえ、推計しています。

○認定者数の増加が見込まれることから、介護保険事業費の増加が見込まれます。

(単位：千円)

項目	第7期実績 (H30～R2)	第8期計画				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	前期比
①標準給付費	65,045,823	22,550,183	22,827,637	23,106,180	68,484,000	+5.3%
②地域支援事業費	2,724,397	962,608	981,610	999,814	2,944,032	+8.1%
③市町村特別給付	3,091	1,094	1,104	1,119	3,317	+7.3%
計	67,773,311	23,513,885	23,810,351	24,107,113	71,431,349	+5.4%

### (2) 施設整備計画

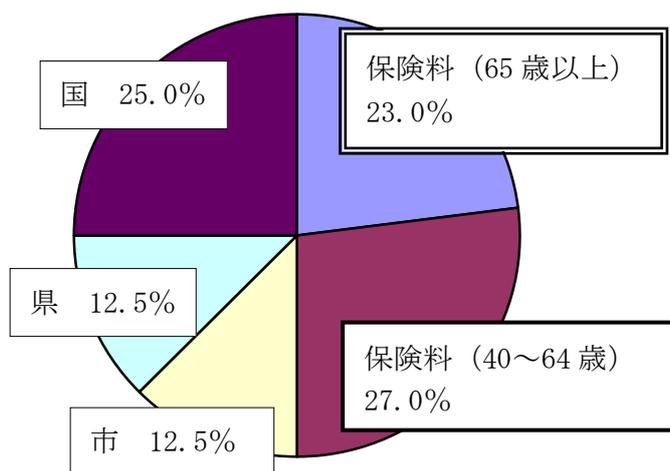
○認知症対応型共同生活介護の入所申込者の待機状況や、在宅介護実態調査の検証等を考慮し、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の整備を促進することとします。

施設種別	第8期 整備数	第8期 整備後	内容
①特別養護老人ホーム	転換 30 床	1,530 床 (17 施設)	R3 転換完了 ほくら園、沖見の里 各 10 床 R5 転換予定 ほほ笑みよしかわの里 10 床
②介護老人保健施設	▲10 床 (定員減)	827 床 (9 施設)	R3 定員減完了 アルカディア上越 10 床
③認知症グループホーム	18 床整備 (1 事業所)	504 床 (32 事業所)	R4 開設予定 (※複合施設) 社会福祉法人
④小規模多機能型居宅介護	1 事業所 整備	23 事業所	上越あたご福祉会

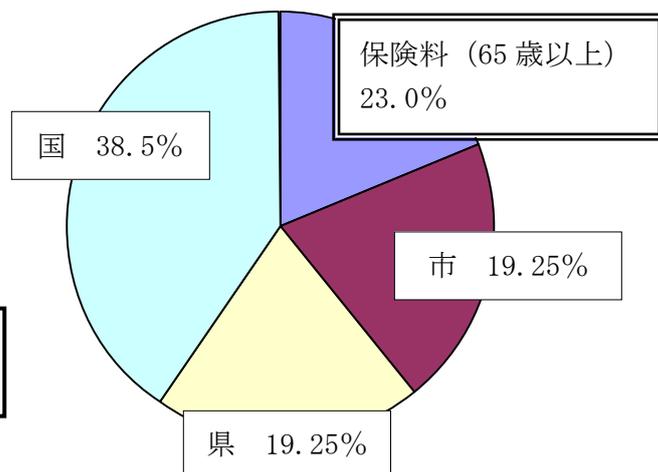
### (3) 介護保険事業費の財源構成

- 標準給付費は、50%を公費で、残り 50%を保険料で賄うこととされています。具体的には、国 25%、県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者保険料 23%、第 2 号被保険者保険料 27%の財源構成で賄われています。
- 地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）についても、標準給付費と同じ財源構成となります。
- 地域支援事業費（包括的支援・任意事業）は、77%を公費で、残り 23%を保険料で賄うこととされています。具体的には、国 38.5%、県 19.25%、市町村 19.25%、第 1 号被保険者保険料 23%の財源構成で賄われています。
- 市町村特別給付は、介護保険法に定められた保険給付以外に、市町村が独自で支給できる給付費であるため、公費負担はなく、全て第 1 号被保険者保険料で賄われています。

①標準給付費等の財源構成



②地域支援事業費（包括的支援・任意事業）の財源構成



### (4) 介護保険料基準額

- 介護保険料は、計画期間 3 年間に見込まれる介護保険事業費から算出します。
- 新潟県内 30 保険者のうち第 4 位であり高い水準にありますが、今後も介護保険事業費の増加が見込まれることから、介護保険料の増加を見込んでいます。

	第 7 期 (月額)	第 8 期 (月額)	
保険料基準額	6,483 円	6,683 円	(200 円増)

※県内市町村別等の介護保険料については別紙参考資料を参照してください。

## 全国の第8期介護保険料について

	介護保険料基準額		差額	伸率
	第8期	第7期		
全国	6,014円	5,869円	145円	2.5%
新潟県	6,302円	6,178円	124円	2.0%
上越市	6,683円	6,483円	200円	3.1%

- 第8期介護保険料基準額は全国1,571保険者のうち、上越市は高い方から186番目  
県内では4番目（第7期は全国233番目、県内6番目）
- 全国最高額 東京都青ヶ島村：9,800円
- 全国最低額 北海道音威子府村・群馬県草津町：3,300円

### 保険料基準額階層別分布

保険料基準額	保険者数	割合
3,001円以上～3,500円以下	3	0.2%
3,501円以上～4,000円以下	4	0.3%
4,001円以上～4,500円以下	15	1.0%
4,501円以上～5,000円以下	144	9.2%
5,001円以上～5,500円以下	288	18.3%
5,501円以上～6,000円以下	488	31.1%
6,001円以上～6,500円以下	366	23.3%
<b>6,501円以上～7,000円以下</b>	<b>205</b>	<b>13.0%</b>
7,001円以上～7,500円以下	35	2.2%
7,501円以上～8,000円以下	18	1.1%
8,001円以上～8,500円以下	4	0.3%
8,501円以上～9,000円以下	0	0.0%
9,001円以上	1	0.1%
合計	1,571	100.0%

### 第8期介護保険料基準額の動向

	保険者数	割合
<b>第7期から保険料基準額を引き上げた保険者</b>	<b>763</b>	<b>48.6%</b>
第7期から保険料基準額を据え置いた保険者	569	36.2%
第7期から保険料基準額を引き下げた保険者	239	15.2%
合計	1,571	100.0%

## 新潟県内市町村別の第8期介護保険料

(単位：円・位・人)

市町村	所得段階	第8期				第7期		第6期	
		①基準額	順位	②増減額	③被保険者数 (3か年度合計)	基準額	順位	基準額	順位
関川村	9段階	7,000	1	0	6,653	7,000	1	6,300	4
粟島浦村	9段階	7,000	1	700	422	6,300	12	6,300	4
妙高市	11段階	6,900	3	0	33,690	6,900	2	5,950	14
上越市	15段階	6,683	4	200	187,159	6,483	6	6,358	3
新潟市	15段階	6,641	5	288	708,004	6,353	10	6,175	8
聖籠町	9段階	6,600	6	0	11,277	6,600	4	6,400	1
阿賀野市	11段階	6,486	7	0	42,317	6,486	5	6,286	7
胎内市	15段階	6,473	8	550	31,026	5,923	22	5,923	15
南魚沼市	11段階	6,410	9	59	56,228	6,351	11	5,813	18
弥彦村	9段階	6,400	10	0	7,635	6,400	7	6,400	1
津南町	9段階	6,400	10	0	11,476	6,400	7	6,000	11
魚沼市	12段階	6,380	12	0	38,959	6,380	9	6,000	11
村上市	10段階	6,300	13	400	67,357	5,900	23	5,300	27
燕市	9段階	6,300	13	0	73,307	6,300	12	6,300	4
五泉市	11段階	6,300	13	△ 416	51,915	6,716	3	6,171	9
刈羽村	9段階	6,300	13	200	4,492	6,100	17	5,800	19
佐渡市	9段階	6,200	17	0	65,280	6,200	14	5,800	19
阿賀町	9段階	6,200	17	0	14,670	6,200	14	6,000	11
加茂市	9段階	6,050	19	0	28,898	6,050	18	5,290	29
十日町市	11段階	6,000	20	△ 200	60,371	6,200	14	5,700	22
田上町	9段階	6,000	20	0	12,797	6,000	19	5,800	19
新発田市	9段階	5,950	22	150	92,887	5,800	25	5,400	23
柏崎市	11段階	5,933	23	0	83,480	5,933	21	5,350	26
見附市	9段階	5,900	24	100	39,376	5,800	25	5,300	27
長岡市	11段階	5,842	25	△ 125	250,820	5,967	20	6,108	10
三条市	11段階	5,819	26	411	93,621	5,408	29	5,308	25
出雲崎町	9段階	5,700	27	△ 185	5,204	5,885	24	5,885	16
小千谷市	9段階	5,500	28	75	36,131	5,425	28	5,400	23
糸魚川市	10段階	5,400	29	△ 290	48,358	5,690	27	5,835	17
湯沢町	9段階	5,200	30	0	9,123	5,200	30	5,000	30
県平均		6,302 (④/⑥)	-	124 (⑤/⑥)	-	6,178	-	5,855	-

④保険料合計 (①×③の合計)	13,694,030,250
⑤増減額合計 (②×③の合計)	268,904,110
⑥被保険者数合計 (③の合計)	2,172,933

※：出典：新潟県からの情報提供

※県平均は、各市町村の基準額及び増減額を被保険者数（令和3～5年度の3か年度合計見込）で乗じた合計額を、県全体の被保険者数で除した加重平均値を採用しています。

※全国の第8期介護保険料については裏面を参照ください。